

福井市新型コロナウイルス等対策行動計画

平成26年3月

福 井 市

目 次

<総論>

1 はじめに	1
2 対策の実施に関する基本的な方針	3
3 流行規模及び被害想定	6
4 対策推進のための役割分担	8
5 行動計画の主要7項目	11
6 発生段階の考え方	17

<各論>

1 未発生期	19
2 海外発生期	24
3 県内未発生期	27
4 県内発生早期	29
5 県内感染期	33
6 小康期	37

<資料>

用語解説	39
関連法条文	43
各発生段階における主要7項目別の主な対策<各論>	49
発生段階別の主な対応一覧	50
福井市新型インフルエンザ等対策本部条例	52
福井市新型インフルエンザ等対策行動計画の経緯	53

＜総論＞

1 はじめに

（１）新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、およそ１０年から４０年の周期で発生しているが、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため、平成２５年４月１３日から施行された。

（２）福井市行動計画の作成経緯

本市では、平成２１年３月「福井市新型インフルエンザ対応計画（第１版）」（以下「第１版」という。）を作成した。しかし、第１版は、国や県が抜本的な見直しを行っている中で作成したものであり、国や県の計画における市の役割は不明確であった。このため、新型インフルエンザの流行時でも行政機能を維持するためのいわゆる事業継続計画（ＢＣＰ）の性格を有する計画となった。

その後、国や県の新型インフルエンザ対策行動計画の抜本的な見直しが終わり、市の役割が明確になったため、これを具体的に計画に反映する必要性が生じた。また、第１版作成の中で、検討できなかったいくつかの課題があった。そこで、平成２１年４月「部局横断的課題対応班」として「新型インフルエンザ対策推進班」を立ち上げ、反映事項や検討課題について検討を重ねた。その結果まとめたのが、「福井市新型インフルエンザ対策行動計画（第２版）」である。

さらに、平成２５年４月１３日に特措法が施行され、国、県、市は行動計画を作成し公表することが義務付けられたため、本市は、特措法第８条に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、専門的な知識を有する者及び学識経験者等の意見を聴いた上で、「福井市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策として、本市がとるべき行動を示したものであり、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した

感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、平成31年4月の中核市移行に伴い、保健所設置市となることから、本市行動計画を修正した。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要が生じた場合、また新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、本市は、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

(3) 市行動計画の対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの（以下「新感染症」という。）

新型インフルエンザ等 (特措法第2条第1号)	新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第6条第7項)	新型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第1号)
		再興型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第2号)
	新感染症 (感染症法第6条第9項)	全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る (特措法第2条第1号において限定)

2 対策の実施に関する基本的な方針

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられないと考えられる。

病原性が高く感染拡大の恐れのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に集中した場合には、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として、国、県、本市、関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 初期段階において、感染拡大を抑制し流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の拡充を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 市内での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成及びその実施等により、医療提供業務をはじめ市民生活及び地域経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。

(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経緯等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

したがって、市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしており、福井県行動計画も同様の観点から対策を組み立てているため、本市行動計画も同様の観点から対策を組み立てることとする。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性、感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択する。

- ① 発生前の段階では、市民に対する啓発、事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- ② 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じることが必要である。
- ③ 国内の発生当初等、病原性、感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小もしくは、中止を図るなど見直しを行うこととする。

- ④ 県内発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の呼びかけを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。
- ⑤ 市内で感染が拡大した段階では、国、県、本市及び事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。

したがって、当初の想定どおりには進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく必要がある。

- ⑥ 事態によっては、地域の実情等に応じて、福井県新型インフルエンザ等対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請や施設の使用制限等の呼びかけ、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止対策と、ワクチンや抗インフルエンザ薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避す

るためには、国、県、市町、指定（地方）公共機関等による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や必要物品の備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

（３）新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時には、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において次の点に留意する。

① 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興行場等の使用制限の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等において、県が市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要最低限のものとする。

② 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の有効性により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置が必要ないこともあり得ることから、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

③ 関係機関相互の連携協力の確保

福井市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、府県対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は県対策本部長に対して、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

④ 記録の作成・保存

本市は、市対策本部の立ち上げ以降、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成及び保存し、公表する。

3 流行規模及び被害想定

(1) 流行規模及び被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現するウイルスの病原性や感染力の強さにより左右されるものであり、現時点でその流行の規模を予測することは困難であるが、本計画を作成するに際しては、国の計画において推計された強毒性の新型インフルエンザの健康被害を前提とした。

このなかで、国全体において、罹患率は、全人口の25%と想定されており、さらに、CDC（米国疾病管理センター）により示された推計モデルを用いて、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人になると推計されている。

入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ（※1）を中等度（致死率0.53%）、スペインインフルエンザ（※2）を重度（致死率2.0%）として、新型インフルエンザの病原性が中等度の場合と重度の場合の数の上限を推計している。

※1

アジアインフルエンザ（中等度）： 1957年（昭和32年）香港で始まり、東南アジア、日本、オーストラリアで感染が拡大した。日本では5月から始まり、300万人が罹患、5,700人が死亡した。

※2

スペインインフルエンザ（重度）： 1918年（大正7年）3月第1波がヨーロッパで、1918年秋に第2波が全世界的に流行、第3波が1919年春から秋にかけて全世界的に流行、日本ではこの第3波での被害が大であった。当時の日本の人口5,500万人に対し39万人が死亡した。

中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となっている。なお、これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）と現在のわが国の衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。

これを踏まえ、本市における流行規模と被害想定を、人口比により推計すると、次の表のようになる。

表 1 流行規模及び被害想定（H5N1 強毒性）

	医療機関受診者数	中等度		重度	
		入院者数	死亡者数	入院者数	死亡者数
国	約 1,300 万人 ～ 約 2,500 万人	約 53 万人	約 17 万人	約 200 万人	約 64 万人
福井県	約 84,000 人 ～ 約 161,000 人	約 3,400 人	約 1,100 人	約 12,900 人	約 4,100 人
福井市	約 28,000 人 ～ 約 53,000 人	約 1,100 人	約 360 人	約 4,300 人	約 1,400 人

（２）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・市民の 25% が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5% 程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる。）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40% 程度が欠勤するケースが想定される。

4 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を準備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医療品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で、政府行動計画に基づき定めた、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 福井県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

なお、県は、新型インフルエンザ等対策に関し、国、市町、他都道府県、関係機関及び事業者と緊密な連携を図るとともに、県及び市町並びに指定(地方)公共機関が実施する対策の総合調整を行う。

また、健康福祉センターは、地域調整会議等を通じて関係市町、医師会及び医療機関等と連携を図り、地域の実情に応じた対策の推進に努める。

(3) 本市の役割

本市は、住民に最も近い地方自治体として、市民に対するワクチンの接種や新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣市町と緊密な連携を図る。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や福井県行動計画等を踏まえ、住民生活の支援等の市が実施主体となる対策に関し、地域の実情に応じた市行動計画等

を作成するなど、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。

また新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発出された時は、市対策本部を設置し、国及び県における対策全体の基本的な方針を踏まえ、本市の実情に応じて対策を進める。

本市は、県が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。

また、本市は保健所設置市として、感染症法に基づく地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められるため、県と地域における医療体制の確保等に関する協議に参画し、発生前から連携を図っておく。

（４）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して、発生状況に応じた診療体制の強化を含め、医療を提供するように努める。

（５）指定(地方)公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

指定地方公共機関は、あらかじめ事業継続計画を策定するとともに、必要物品の備蓄等を行い、新型インフルエンザ等の発生時の業務の推進に備える。

（６）登録事業者の役割

特措法第２８条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持するため、発生前から、職場における感染防止策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、事業を継続するよう努める。

（７）一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に

多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底することが求められる。

(8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時に取るべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めるとともに、食品等の買占め等を行わないよう、適切な消費行動をとるよう努める。

5 行動計画の主要7事項

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民の生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、政府行動計画及び県行動計画との整合性を確保し、以下の7項目を主要な対策として位置づける。

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 市民生活・経済の安定の確保

各項目ごとの対策については発生段階ごとに記述し、横断的な留意点等については以下のとおりとする。

(1) 実施体制

① 福井市新型インフルエンザ等情報センター

海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、「福井県新型インフルエンザ等対策本部」が設置されたとき、市行動計画に基づき、福祉保健部長を長とする「福井市新型インフルエンザ等情報センター」を設置し、関係部局と連携を図るため、センター長は、必要に応じて関係課を招集する。

② 福井市新型インフルエンザ等対策本部

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部長が、諮問委員会の意見を聴き、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行い国会に報告したときには、「福井市新型インフルエンザ等対策本部」(以下「市対策本部」という。)を設置する。なお、「福井市新型インフルエンザ等情報センター」は市対策本部が設置された時点で廃止する。

本市は、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じて、特措法第34条に基づかない任意の対策本部を設置する。

③ 新型インフルエンザ等対策に係る専門家への意見の聴取

「福井市新型インフルエンザ等情報センター」または市対策本部において専門的な意見の聴取が必要となった場合には、センター長または本部長は、医学・公衆衛生学等を含む専門家に意見を聴取する。

④ 県が開催する「新型インフルエンザ等対策地域調整会議」への出席

市民生活への支援において県、市町、市郡医師会および医療機関の関係者等と具体的な運用について検討する。

⑤ 新型インフルエンザ等の発生段階と本市の対応体制

発生段階	状 態	対応体制
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	各所属
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	福井市新型インフルエンザ等情報センター
県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内で発生していない状態	市対策本部
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態	市対策本部
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態、または感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から	市対策本部
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	各所属 (市対策本部は廃止)

※本市から遠方の県内市町で患者が発生した場合は県内発生早期となるが、流行規模や致死率が低いときは県内未発生期の対応をとる。

※本市に近い県外市町村で患者が発生した場合は県内未発生期となるが、流行規模や致死率が高いときは県内発生早期の対応をとる。

(2) サーベイランス・情報収集

サーベイランスを実施することにより、新型インフルエンザ等の発生をいち早く察知し、効果的な対策の実施に結びつける。また、国及び県が実施するサーベイランスの情報を収集する。

① 市が実施する従来型インフルエンザ及び鳥インフルエンザのサーベイランス

- ・従来型インフルエンザの患者発生動向
- ・入院サーベイランス
- ・インフルエンザウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランス
- ・ヒトの鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）の発生届出
- ・ヒトの鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9を除く）の発生届出
- ・市内の学校等におけるインフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）

② 市が追加・強化するサーベイランス

- ・市内における新型インフルエンザ等患者の全数把握と新型インフルエンザ等の特徴の分析
- ・新型インフルエンザ等患者の臨床像
- ・学校等におけるインフルエンザ様症状患者の集団発生状況（大学・短大まで報告範囲を拡大した学校サーベイランス）
- ・患者及び濃厚接触に対する積極的疫学調査状況

（３）情報提供・共有

① 情報提供・共有の目的

本市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、本市、国、県、医療機関、事業者、市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとる。

② 情報提供手段の確保

外国人、障害者、高齢者といった方々にも理解しやすい内容で、正確かつ迅速に情報が伝わるよう配慮するとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用いて情報提供を行う。

③ 発生前における市民等への情報提供

ア 本市は発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民、医療機関、事業者等に情報提供する。

イ 児童、生徒等に対しては、集団感染や地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

ウ 個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えるとともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）から、発生時から認識の共有を図る。

④ 発生時における市民等への情報提供及び共有

ア 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況並びに対策の決定のプロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

イ 提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

ウ 市民の情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

⑤ 情報提供体制

ア 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

イ 本市は、市民からの問い合わせのうち、医学的判断を伴う内容は、帰国者・接触者相談センターを紹介し、それ以外の新型インフルエンザ等に関する内容は県及び市コールセンターで対応する。特に、市独自の対策や市民に身近な情報については市コールセンターで対応する。

(4) 予防・まん延防止

① 予防・まん延防止の目的

ア 個人の発症や重症化を予防し、健康を維持する。

イ 流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保する。

ウ 市民に必要な医療を適切に提供する体制を維持する。

② 主なまん延防止対策

ア 個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る。

イ 地域対策・職場対策については、国内発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策を、より強化して実施する。

ウ 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、外出自粛要請や施設の使用制限の要請等を行った場合、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

(5) 予防接種

① 予防接種の目的

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響が最小となるようにすることにつながる。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

② 特定接種

ア 特定接種の対象となり得る者

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種は、国が主体となり各事業主が進めるものであり、本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に対して実施する。

特定接種は原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

ただし、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に応じ、国の基本的対処方針で定めた接種総枠、対象、優先順位、その他の関連事項に準ずる。

③ 住民に対する予防接種（住民接種）

本市は、福井市に住民登録のある全市民に対して予防接種を実施する。

緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

住民接種については、以下の4群に分類する。

ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

イ 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

ウ 成人・若年者

エ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、国民生活及び国民経済の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方等を踏まえ、年齢によるワクチンの効果も考慮しつつ、政府対策本部が決定するためそれに準じて実施する。

原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、関係機関等と連携の上、未発生期から接種体制の構築を図る。

（6）医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

① 発生前における医療体制の整備

県が設置する、医師会等及び医療機関の関係者等からなる地域調整会議に参加し、地域の関係機関等と連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備に向けて調整・検討を行う。

また、帰国者・接触者相談センター設置の準備を行う。

② 発生時における医療体制の維持・確保

海外発生期には帰国者・接触者相談センターを設置して、対象者に県が設置する帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。ただし、帰国者・接触者外来の場所については、帰国者・接触者相談センターが相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせる。

県内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。

県内感染期以降は、患者数が大幅に増加することが予想されることから、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けられ、医療体制の確保が図られる。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、県と連携し体制を整備しておく。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

(7) 市民生活・経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われており、市民の生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び地域経済への影響を最小となるようにするため、本市は、国や県等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

そのため、本市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、市内の事業者に対し、職場における感染対策等の十分な事前の準備を呼びかけていく。

また、新型インフルエンザ等発生時には要援護者への生活支援を行い、死亡者が出た場合の火葬の対応について、火葬場の火葬能力を把握し火葬能力を超える場合には、遺体安置所を設置する等、適切な対応を行なう。

6 発生段階の考え方

(1) 発生段階の考え方

国の政府行動計画では、新型インフルエンザが発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の5段階に分類し、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。

県の行動計画では、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ柔軟に対応するため、発生段階を6段階に定めている。

本市は県の行動計画に準じて、未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期の6段階に分類し、各段階に応じて行動計画等で定めた対策を実施する。

表2 発生段階の概要

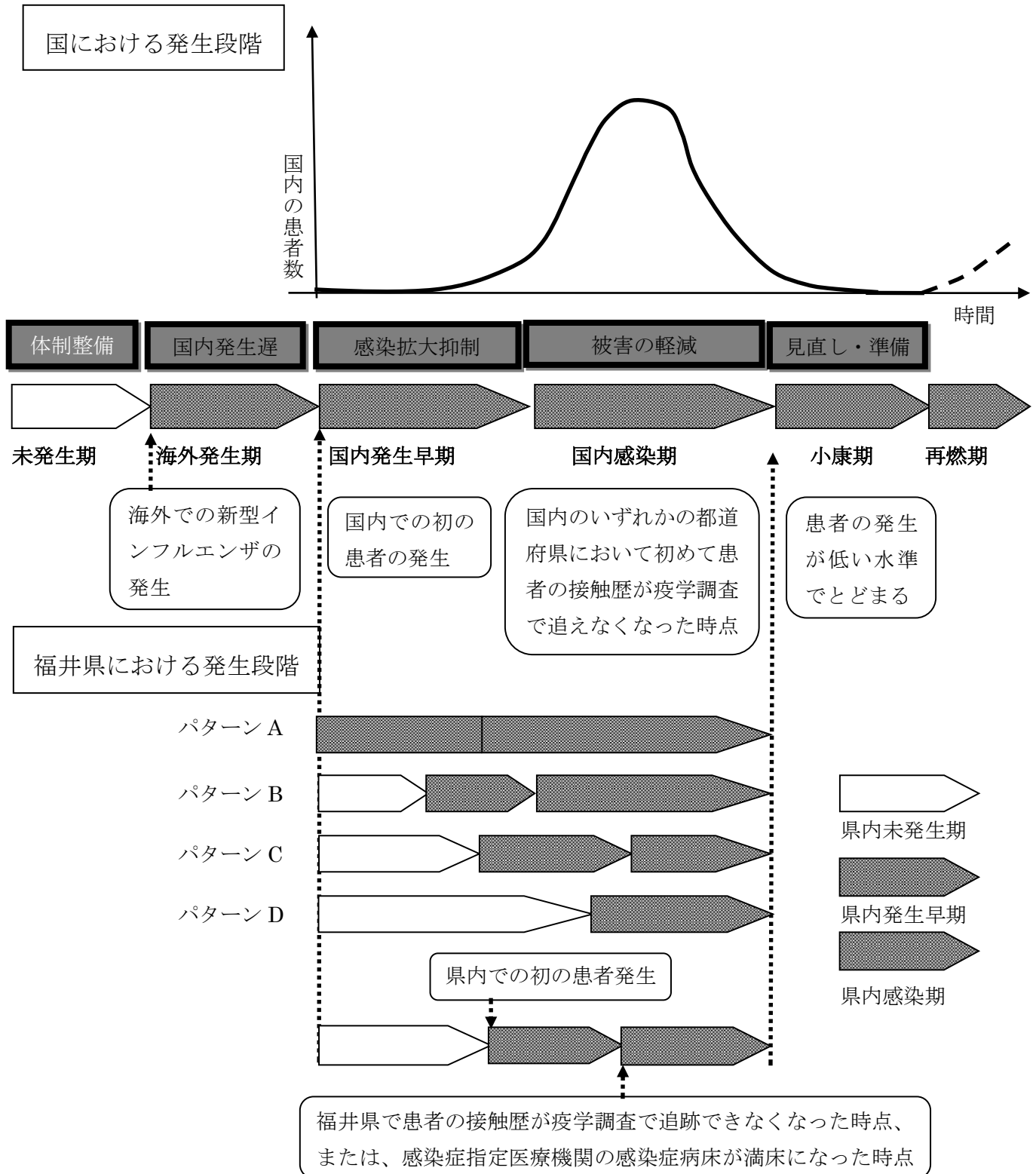
発 生 段 階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内で発生していない状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態、または、感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※本市から遠方の県内市町で患者が発生した場合は県内発生早期となるが、流行規模や致死率が低いときは県内未発生期の対応をとる。

※本市に近い県外市町村で患者が発生した場合は県内未発生期となるが、流行規模や致死率が高いときは県内発生早期の対応をとる。

国及び福井県における発生段階

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



(未発生期)

<各論>

1 未発生期

未発生期
未発生期の状態 ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的： (1) 発生に備えて体制の整備及び準備を行う。

(1) 実施体制

【市行動計画等の作成】

- ・ 本市は、特措法第8条の規定により、福井県行動計画等に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画、事業継続計画等の策定を行い、必要に応じて見直していく。

【国・地方公共団体との連携】

- ・ 本市は、国、県、他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・ 県が各健康福祉センター単位に設置する、地域調整会議に出席し、市行動計画の運用面での検討を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 平時から情報分析体制を整備し、早期対応に役立てる。
- ・ 毎年冬季に流行する通常のインフルエンザについて、市内医療機関における感染症発生動向調査による患者発生の動向を、週ごとに把握するとともに、医療機関の協力を得て、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランスを実施する。
- ・ インフルエンザによる入院患者数および死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ・ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(3) 情報提供・共有

【体制整備等】

- ・ 本市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。
- ・ 県や医療機関等と、メールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、本市は、県からの要請に基づいて市コールセンターを設置する準備を進める。
- ・ 本市は、発生前から国、県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。
- ・ 本市は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、県との連携のもと、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できる体制を整える。

(4) 予防・まん延防止

【感染防止対策の実施】

- ・ 本市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解が深まるよう周知する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合、流行のピークが約2週間続くと予想されており、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが重要である。そのためには国が推奨している2週間程度の食料品、例えば長期保存可能な米やレトルト食品を、生活必需品としてはトイレットペーパーや洗剤等を、感染予防品としてはマスクを一人当たり25枚程度備蓄しておくこと等を周知する。

(5) 予防接種

【特定接種】

- ・ 本市は、本市職員等に対し、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう接種体制を計画する。
- ・ ワクチン配分、スケジュール等の詳細や特定接種の具体的手順については、国が示す接種体制のモデルに準じて、本市は具体的な実施方法について計画する。

【住民接種】

- ・ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる接種体制を計画する。
- ・ 国が示す接種体制のモデルに準じて、関係機関と協力し、具体的な実施方法について計画する。

(未発生期)

- ・ 接種場所については、原則、公的施設を会場とするが、医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関を活用できるように接種会場を構築する。
- ・ 接種順位の基本となる分類4群（医学的ハイリスク者、小児、成人・若年者、高齢者）についてのワクチン需要量を算出する。

(6) 医療

【地域医療体制の整備】

- ・ 本市は、県健康福祉センターが実施する地域調整会議等に参加し、地域の医療体制の確保について具体的な検討や、市町、郡市医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、消防等関係機関との調整に参画する。
- ・ 本市は、帰国者・接触者相談センター設置の準備を進める。

(7) 市民生活・経済の安定の確保

【要援護者への支援の検討】

- ・ 本市は、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。
- ・ 本市は、高齢者、障害者等の要援護者に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制を整備する。

【火葬能力等の把握】

- ・ 本市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握及び検討する。
- ・ 本市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき、火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等について検討する。

【物資及び資材の備蓄等】

- ・ 本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄する。

<参考>

インフルエンザの感染経路と注意事項

通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染である。

- ・ 飛沫感染：感染した人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルスを健康な人が吸入することによって感染する。
- ・ 接触感染：感染した人が、くしゃみや咳を手で押さえた後や、鼻水を手でぬぐった後に、机やドアノブ、スイッチなどに触れると、その触れた場所にウイルスが付着することがある。その付着したウイルスに健康な人が手で触れ、その手で目や鼻、口に再び触れることにより、粘膜・結膜などを通じてウイルスが体の中に入り感染する。

新型インフルエンザの予防には、通常のインフルエンザに対する下記のような取組みを習慣づけておくことが重要であり、一人ひとりがいわゆる「咳エチケット」を心がけることが求められる。

「咳エチケット」

風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することにより周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

〈方法〉

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、出来る限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどがない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて極力、飛沫が拡散しないようにする。

前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

呼吸器系分泌物（鼻汁、痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。

手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはパック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。

咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

(未発生期)

「咳エチケット」以外にも、次の点について心がけることが求められる。

- ・ 帰宅後や不特定多数の者が触るようなものに触れた後の手洗い・うがいを日常的に行う。
- ・ 手洗いは、石鹸を用いて最低15秒以上行うことが望ましく、洗った後は清潔な布やペーパータオル等で水を十分に拭き取る。
- ・ 感染者の2メートル以内に近づかないようにする。
- ・ 流行地への渡航、人混みや繁華街への不要不急な外出を控える。
- ・ 十分に休養を取り、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養を取り、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ。

【個人等での事前の準備の促進】

- ・ 家庭での備蓄

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合には、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、食料品・生活必需品等の流通、物流に影響が出ることも予想される。また、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが重要である。そのためには国が推奨している2週間程度の食料品、例えば長期保存可能な米やレトルト食品を、生活必需品としてはトイレットペーパーや洗剤等を、感染予防品としてはマスクを一人当たり25枚程度備蓄しておくこと等が推奨される。

- ・ 体調管理および予防接種

糖尿病や高血圧症などの慢性疾患の病状が安定していない場合は、新型インフルエンザ等に感染しやすいといわれ、平成21年4月にメキシコを起源とするH1N1新型インフルエンザにおいてはこれらの慢性疾患の患者が国内外で死亡している。このようなことから平常より主治医による治療を受けておくことが望まれる。

新型インフルエンザの発生時に、自分が感染したと誤解して帰国者・接触者外来を受診することを防ぐため、麻疹（はしか）や通常のインフルエンザのような新型インフルエンザと区別が付きにくい発熱性の疾患については、予防接種を受けておくことが望ましい。また、他の感染症（結核や百日咳等）にかかると、新型インフルエンザ等に感染しやすくなるため、予防接種法に定められている定期の予防接種はきちんと受けておくことが重要である。

(海外発生期)

<各論>

2 海外発生期

海外発生期
海外発生期の状態 ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目的 (1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。 (2) 海外発生に関する情報を収集し、市民等に対し適確な情報提供を行う。

(1) 実施体制

【体制強化】

- ・ 本市は、事業継続計画の実施準備を行う。

【福井市新型インフルエンザ等情報センター】

- ・ 本市は、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、福井県新型インフルエンザ等対策本部が設置されたとき、福井市新型インフルエンザ等情報センターを設置し、必要に応じて関係課を招集する。

【新型インフルエンザ等対策に係る専門家への意見の聴取】

- ・ センター長は、対策等を検討するため、必要に応じ専門家に意見を聴取する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 海外での新型インフルエンザ等の発生状況等について、国、県を通じて必要な情報を収集する。
- ・ 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の特徴の分析を行うため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者の届出を求め、全数把握を開始する。
- ・ 新型インフルエンザ等患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握を開始する。
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、報告施設を大学・短大まで拡大し、学校等のインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(海外発生期)

(3) 情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 本市は、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。
- ・ 本市は、ホームページや市コールセンター等を通して、地域の感染状況及び帰国者・接触者相談センターや県が設置する帰国者・接触者外来に関する情報を市民に提供する。
- ・ 本市は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。

【市コールセンターの体制】

- ・ 本市は、市民からの問い合わせに対応できる市コールセンターを設置し、国が示すQ&Aの改訂版等に基づき、適切な情報提供を行う。
- ・ 県コールセンターとの連携を図る。

(4) 予防・まん延防止

【感染防止対策の普及】

- ・ 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の個人が取るべき基本的な感染防止対策を実践するよう、広く市民に周知する。

【水際対策】

- ・ 県は、本県に来航する船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等の対策を講じる。本市は、県の取り組みに適宜協力する。

(5) 予防接種

【特定接種の実施・住民接種の準備】

1 特定接種

- ・ 本市は、本市職員に対しての特定接種の実施に必要な医療従事者を確保する。
- ・ 本市は、国が特定接種の実施を決定した場合、本市職員に対して、接種に必要な情報を提供し、本人の同意を得て特定接種を行う。

2 住民接種

- ・ 本市は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえて「特措法 第46条に基づく市民に対する予防接種」又は「予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種」の準備を開始したときには、国及び県と情報の共有を図りながら、計画した接種体制に基づき、具体的な接種の準備を進める。

(6) 医療

【新型インフルエンザ等の症例定義】

- ・ 国が定める新型インフルエンザ等の症例定義を、県と連携して関係機関に周

(海外発生期)

知する。

【医療体制の整備】

- ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者または疑似症患者と判断された場合には、直ちに市保健所に連絡するよう要請する。

【帰国者・接触者相談センターの設置】

- ・ 本市は、国の要請を受け、帰国者・接触者相談センターを設置する。発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、県が設置する帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(7) 市民生活・経済の安定の確保

【要援護者支援対策】

- ・ 新型インフルエンザ等の発生後、本市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者に対して情報提供し、支援の準備をしてもらう。

【遺体の火葬・安置】

- ・ 本市は、県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保、人員等の確保ができるよう準備を行う。

(県内未発生期)

<各論>

3 県内未発生期

県内未発生期（国内発生早期、国内感染期）
県内未発生期の状態 ・ 県外で新型インフルエンザ等が発生した状態
目的： （１）市内発生に備えて体制の整備を行う。 （２）国内外の発生に関する情報を収集し、市民等に対し適確な情報提供を行う。

（１）実施体制

【福井市新型インフルエンザ等対策本部の設置】

- ・ 本市は、政府の緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

市対策本部が設置されると、福井市新型インフルエンザ等情報センターは廃止する。

※ なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じて、本市は特措法第34条に基づかない任意の対策本部を設置する。

【新型インフルエンザ等対策に係る専門家への意見の聴取】

- ・ 本部長は、対策等を検討するため、必要に応じ専門家に意見を聴取する。

（２）サーベイランス・情報収集

- ・ 国、県等との連携を図り、市内発生を早期に発見できるよう、情報収集体制を強化し、必要な情報収集を行う。
- ・ 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

（３）情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 引き続き、海外発生期における対策を継続する。
- ・ 本市は、国及び県が発信する新型インフルエンザ等の情報を入手し、市民への情報提供に努め、注意喚起を行う。
- ・ 関係部署間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。

【市コールセンター等の体制充実】

- ・ 本市は、必要に応じ、市コールセンターの体制を充実・強化し、国が示す Q&A の改訂版等に基づき、適切な情報提供を行う。
- ・ 県コールセンターとの連携を図り体制の充実に努める。

(県内未発生期)

【帰国者・接触者に関する対応】

- ・ 帰国者・接触者相談センター及び県が設置する帰国者・接触者外来を紹介する。

(4) 予防・まん延防止

【感染防止対策の普及】

- ・ 市民に感染防止対策、感染拡大防止対策を周知する。
- ・ 市内発生に備え、市の施設の閉鎖について、検討する。
- ・ 学校や通所施設においては、通常の段階から児童・生徒、通所者、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。
- ・ 市内発生に備え、県が示した学校等の臨時休業の基準を考慮し、公立小中学校、幼稚園等の臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の基準について検討する。

(5) 予防接種

【特定接種】

- ・ 本市は、本市職員に対して、特定接種を行う。

【住民接種】

- ・ 国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、予防接種が実施できるよう、計画した接種体制に基づき、関係機関との連携を図りながら具体的な接種の準備を行う。
- ・ 本市は、市民に対して、接種の目的や優先順位の意義、接種の時期、方法等の周知とワクチンの有効性・安全性等について情報提供を行う。

(6) 医療

【医療体制の整備】

- ・ 引き続き、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。

(7) 市民生活・経済の安定の確保

【要援護者支援対策】

- ・ 本市は、必要な要援護者支援対策を実施する。

【遺体の火葬・安置】

- ・ 海外発生期の対策を継続する。

(県内発生早期)

<各論>

4 県内発生早期

県内発生早期（国内発生早期、国内感染期）

県内発生早期の状態

- ・ 県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態

目的：

- (1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- (2) 患者に適切な医療を提供する。
- (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

(1) 実施体制

【福井市新型インフルエンザ等対策本部の設置】

- ・ 本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに福井市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、必要な対策を実施する。
- ※ なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じて、本市は特措法第34条に基づかない任意の対策本部を設置する。

【新型インフルエンザ等対策に係る専門家への意見の聴取】

- ・ 本部長は、対策等を検討するため、必要に応じ専門家に意見を聴取する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 市内外での新型インフルエンザ等の発生状況及び対策について、国・県を通じて必要な情報を収集する。
- ・ 国、県等との連携を図り、市内発生を早期に発見できるよう、必要な情報収集を行う。
- ・ 引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ・ 国・県と連携して、積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

(3) 情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 本市は、国及び県が発信する新型インフルエンザ等の情報を入手し、市民に対し迅速に情報提供し注意喚起を行う。
- ・ 関係部署間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。

(県内発生早期)

【市コールセンター等の体制強化】

- ・ 本市は、市コールセンターの体制を充実・強化し、国が示す Q&A の改訂版等に基づき、適切な情報提供を行う。
- ・ 県コールセンターとの連携を図り、体制の充実に努める。

【帰国者・接触者に関する対応】

- ・ 県が設置する帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を紹介する。

(4) 予防・まん延防止

【濃厚接触者対策】

- ・ 国・県と連携して、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。

【感染防止対策の実施の徹底】

- ・ 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染防止対策の実施の徹底を呼びかける。

〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

【外出自粛の要請に係る周知】

- ・ 本市は、県から外出自粛の要請があった場合、市民に対し、不要不急の外出自粛及び基本的な感染防止対策の徹底について呼びかける。なお、外出自粛の要請の対象とならない外出としては、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤等、生活の維持のために必要なものが考えられる。

【施設の使用制限の要請に係る協力】

- ・ 本市は、県から施設使用制限の要請があった場合、協力する。

【職場における感染症対策の徹底の要請に係る協力】

- ・ 本市は、県から職場における感染症対策の徹底について要請があった場合、協力する。

(5) 予防接種

【特定接種】

- ・ 本市職員に対する特定接種は、県内感染期までには完了する。

【住民接種】

- ・ 本市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、市民に対して、計画した接種体制に基づき、予防接種法第6条第3項に規定する接種を速やかに実施する。

緊急事態宣言がされている場合においては、国の基本的対処方針を踏まえ、

(県内発生早期)

特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種の実施を進める。

- ・ 住民接種の広報・相談

本市は、市民に対して、ホームページ、マスメディア等を利用し、予防接種に関する情報を提供する。また市民からの予防接種に関する相談に応じる。

(6) 医療

【医療体制の整備】

- ・ 引き続き、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。

【患者への対応】

- ・ 国・県と連携し、新型インフルエンザ等と診断されたものに対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いと判明しない限り実施する。
- ・ 県が国と連携し、必要に応じて、衛生環境研究センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等を行うことについて協力する。
- ・ 国・県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者および医療従事者または救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(7) 市民生活・経済の安定の確保

【要援護者支援対策】

- ・ 本市は、計画に基づき、必要に応じ要援護者対策を実施する。

【在宅で療養する患者への支援】

- ・ 新型インフルエンザ等になり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、本市は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

【市民・事業者への対応】

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

【遺体の火葬・安置】

- ・ 本市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、市内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。

(県内発生早期)

- ・ 本市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

【水の安定供給】

- ・ 水道事業者である市は、それぞれその事業継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【生活関連物資等の価格の安定等】

- ・ 本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

(県内感染期)

<各論>

5 県内感染期

県内感染期（国内発生早期、国内感染期）

県内感染期の状態

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態、または、県内の感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む

目的：

- (1) 医療体制を維持する。
- (2) 健康被害を最小限に抑える。
- (3) 市民生活・経済への影響を最小限に抑える。

(1) 実施体制

【福井市新型インフルエンザ等対策本部の設置】

- ・ 本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

【新型インフルエンザ等対策に係る専門家への意見の聴取】

- ・ 本部長は、対策等を検討するため、必要に応じ専門家に意見を聴取する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 県内外での新型インフルエンザ等の発生状況及び対策について、国、県を通じて必要な情報を収集する。
- ・ 新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。
- ・ 学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

(3) 情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 本市は、国及び県が発信する新型インフルエンザ等の情報を入手し、市民に対し迅速に情報提供し注意喚起を行う。
- ・ 関係部署間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。

(県内感染期)

【市コールセンターの体制強化】

- ・ 本市は、必要に応じ、市コールセンターの体制を充実・強化し、国が示す Q&A の改訂版等に基づき、適切な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

【感染防止対策の実施の徹底】

- ・ 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染防止対策の徹底を呼びかける。

〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

【外出自粛の要請に係る周知】

- ・ 本市は、県から外出自粛の要請があった場合、市民に対し、不要不急の外出自粛及び基本的な感染防止対策の徹底について呼びかける。なお、外出自粛の要請の対象とならない外出としては、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤等、生活の維持のために必要なものが考えられる。

【施設の使用制限の要請に係る協力】

- ・ 本市は、県から施設使用制限の要請があった場合、協力する。

【職場における感染症対策の徹底の要請に係る協力】

- ・ 本市は、県から職場における感染症対策の徹底について要請があった場合、協力する。

(5) 予防接種

【住民接種】

- ・ 本市は、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第 6 条第 3 項に規定する接種を実施する。

緊急事態宣言がされている場合においては、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第 4 6 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種の実施を進める。

(6) 医療

【患者への対応等】

- ・ 国の要請を受け、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止する。原則として内科・小児科診療を行う全ての医療機関において、新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことになるため、市民に対し、受診の際には事前に医療機関に電話等で連絡したうえで受診するよう周知する。
- ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう医療機関に県が周知することについて協力する。
- ・ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗イン

(県内感染期)

フルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を県が周知することについて協力する。

〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

【医療等の確保】

- ・ 本市は、国及び県と連携し、医療機関が不足した場合、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。その際は、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止および衛生面を考慮する。

(7) 市民生活・経済の安定の確保

【在宅で療養する患者への支援】

- ・ 本市は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

【要援護者への生活支援】

- ・ 本市は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）を行う。
- ・ 本市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。

【市民・事業者への対応】

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

【水の安定供給】

- ・ 水道事業者である市は、それぞれその事業継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【生活関連物資等の価格の安定等】

- ・ 本市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよ

(県内感染期)

う、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ・ 本市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市コールセンター等の充実を図る。
- ・ 本市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、適切な措置を講ずる。

【埋葬・火葬の特例等】

- ・ 本市は、県を通じて国から、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受けた時は、対応する。
- ・ 本市は、県を通じて国から、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受けた時は、対応する。

(小康期)

<各論>

6 小康期

小康期
小康期の状態 ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行はいったん終息している状況
目的： (1) 市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

(1) 実施体制

【福井市新型インフルエンザ等対策本部の廃止】

- ・ 本市は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 国・県との連携を図り、必要な情報を収集する。
- ・ 通常のサーベイランスを継続する。
- ・ 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

【情報提供】

- ・ 流行の第二波に備え、国内および県内での発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、市民等への注意喚起を行う。
- ・ 本市は、市コールセンターに寄せられた問い合わせ等の情報を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。

【コールセンター等の体制の縮小】

- ・ 本市は、状況を見ながら市コールセンター等の体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

【感染防止対策の実施】

- ・ 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策の実施を呼びかける。

(小康期)

(5) 予防接種

【住民接種】

- ・ 本市は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく予防接種を進める。
- ・ 本市は、緊急事態宣言がされている場合においては、第二波に備え、特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。

(6) 医療

【医療体制】

- ・ 本市は、県が国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すことに協力する。

(7) 市民生活・経済の安定の確保

【市民・事業者への対応】

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

〈緊急事態宣言がされている場合の措置〉

【新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等】

- ・ 本市は、国や県と連携し、国内の状況等を踏まえ、本市が講じた措置を縮小・中止する。

<資料>

【用 語 解 説】

五十音順

○ H1N1 新型インフルエンザ

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人 がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009 」としている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 季節性インフルエンザ

季節性インフルエンザは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 再興型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ SARS

重症急性呼吸器症候群（じゅうしょうきゅうせいこきゅうきしょうこうぐん、Severe Acute Respiratory Syndrome; SARS（サーズ））は、SARS コロナウイルスにより引き起こされる新種の感染症。新型肺炎（非典型肺炎、中国肺炎、Atypical Pneumonia）とも呼ばれる。2002 年 11 月（広州市呼吸病研究所は 7 月と発表）に中華人民共和国広東省で発生し、2003 年 7 月に新型肺炎制圧宣言が出されるまでの間に 8,069 人が感染し、775 人が死亡した。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほと

んどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率

よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 新臨時接種

緊急事態宣言が行なわれていない場合の予防接種法第 6 条第 3 項で規定する予防接種。

B 類疾病（二類疾病：インフルエンザ）にかかった場合の病状の程度を考慮して、まん延予防上緊急の必要があると認めるときに厚生労働大臣が定めるもので、対象者、期日又は期間を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行なうよう指示するもの。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 致死率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やこれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと

同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ 罹患率

一定期間に発生する患者数が全人口に占める割合。

【関連法条文】

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）・・・・・・・・ 47
- (3) 予防接種法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型インフルエンザ等 感染症法第6条第7項 に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項 に規定する新感染症（全国的大流行のおそれのあるものに限る。）をいう。

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(条例への委任)

第二十六条 第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものの（第三項及び第四項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。）及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項 に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和三十二年法律第六十八号）第六条第一項 の規定による予防接種とみなして、同法（第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第七条 及び第八条 中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十五条第一項 、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十五条第一項 中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項 中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項 の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項 、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項 中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項 中「市町村（第六条第

一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。

- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（市町村対策本部の組織）

第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

- 2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

- 3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

- 4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(準用)

三十七条 第二十五条及び第二十六条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五条中「第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第三十二条第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第二十六条中「第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項」とあるのは「第三十四条から第三十六条まで及び第三十七条において読み替えて準用する第二十五条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

(住民に対する予防接種)

第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

(定義)

第六条

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得

していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

- 9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であつて、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

(3) 予防接種法

(臨時に行う予防接種)

第六条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

- 3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

各発生段階における主要 7 項目別の主な対策＜各論＞

	目的	(1) 実施体制	(2) サーベイランス・ 情報収集	(3) 情報提供・共有	(4) 予防・まん延防止	(5) 予防接種	(6) 医療	(7) 市民生活・ 経済の安定の確保
1 未発生期	・発生に備えて体制の整備及び準備	・市行動計画等の作成 ・国・地方公共団体との連携	・感染症等に関する情報収集 ・通常のサーベイランスの実施	・情報提供体制の整備 ・市コールセンター設置準備	・感染防止対策の実施	・予防接種(特定接種、住民接種)体制の構築	・県地域調整会議への参加 ・帰国者・接触者相談センターの準備	・要援護者への支援の検討 ・火葬能力等の把握 ・物資及び資材の備蓄等
2 海外発生期	・県内発生に備えて体制の整備 ・海外発生に関する情報収集・市民等への適確な情報提供	・事業継続計画の実施準備 〈 県対策本部が設置された時 〉 ・市新型インフルエンザ等情報センターの設置 ・新型インフルエンザ等対策に係る専門家への意見の聴取	・感染症等に関する情報収集 ・臨床情報、患者全数把握 ・学校サーベイランスの強化	・市民への情報提供 ・市コールセンターの設置	・感染防止対策の普及 ・水際対策への協力	・国の指示により特定接種の実施 ・住民接種の準備	・帰国者・接触者相談センターの設置	・要援護者支援対策準備 ・遺体の火葬、安置施設の確保、人員等の確保と体制整備
3 県内未発生期	・市内発生に備えて体制の整備 ・国内外の発生に関する情報収集・市民等への適確な情報提供	〈 緊急事態宣言後の措置 *なお市長の判断で本部設置は可能 〉 ・市対策本部の設置 ・市新型インフルエンザ等情報センターは市対策本部設置後廃止 ・新型インフルエンザ等対策に係る専門家への意見の聴取	・感染症等に関する情報収集 ・国、県との連携強化 ・臨床情報、患者全数把握 ・学校サーベイランスの強化	・市民への情報提供 ・市コールセンターの体制充実 ・県コールセンターとの連携 ・帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の情報提供	・感染防止対策の普及	・国の指示により特定接種の実施 ・住民接種の準備	・帰国者・接触者相談センターの継続	・要援護者支援対策実施 ・遺体の火葬、安置施設の確保、人員等の確保と体制整備
4 県内発生早期	・感染拡大の防止 ・患者への適切な医療の提供 ・感染拡大に備えた体制の整備	〈 緊急事態宣言後の措置 *なお市長の判断で本部設置は可能 〉 ・市対策本部の設置 ・市新型インフルエンザ等情報センターは市対策本部設置後廃止 ・新型インフルエンザ等対策に係る専門家への意見の聴取	・感染症等に関する情報収集 ・国、県との連携強化 ・臨床情報、患者全数把握 ・学校サーベイランスの強化 ・積極的疫学調査の実施	・市民への迅速な情報提供 ・市コールセンターの体制強化 ・県コールセンターとの連携 ・帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の情報提供	・感染症法に基づく入院勧告等 ・感染防止対策の実施の徹底 〈 緊急事態宣言後の措置 〉 ・外出自粛・施設の使用制限・職場における感染対策の徹底の要請に係る措置への協力	・国の指示により特定接種の完了 ・国の指示により住民接種の実施	・帰国者・接触者相談センターの継続 ・感染症法に基づく入院勧告等	・要援護者・在宅療養者への支援 ・市民、事業者への適切な行動の呼びかけ ・遺体の火葬、安置を適切に実施 〈 緊急事態宣言後の措置 〉 ・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格安定に関する要請
5 県内感染期	・医療体制の維持 ・健康被害の最小限化 ・市民生活・経済への影響の最小限化	・市対策本部の開催及び体制強化 ・新型インフルエンザ等対策に係る専門家への意見の聴取	・感染症等に関する情報収集 ・国、県との連携強化 ・追加・強化したサーベイランスを通常に戻す	・市民への迅速な情報提供 ・市コールセンターの体制強化	・感染防止対策の実施の徹底 〈 緊急事態宣言後の措置 〉 ・外出自粛・施設の使用制限・職場における感染対策の徹底の要請に係る措置への協力	・国の指示により住民接種の実施	・帰国者接触者相談センターの中止 ・感染症法に基づく入院勧告等の中止 〈 緊急事態宣言後の措置 〉 ・臨時医療施設設置の協力	・要援護者・在宅療養者への支援 ・市民、事業者への適切な行動の呼びかけ 〈 緊急事態宣言後の措置 〉 ・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格安定に関する要請 ・埋火葬の特例
6 小康期	・市民生活・経済の回復 ・流行第二波発生への備え	〈 緊急事態解除宣言後 〉 ・市対策本部の廃止 ・対策の評価、見直し	・感染症等に関する情報収集 ・通常のサーベイランスを継続 ・再流行に備え、学校サーベイランスの強化	・市民への情報提供 ・市コールセンターの体制縮小 ・情報提供体制の評価	・感染防止対策の実施	・国の指示により住民接種の継続	・医療体制を通常に戻す 〈 緊急事態宣言後の措置 〉 ・講じた措置の縮小・中止	・市民、事業者への適切な行動の呼びかけ

発生段階別の主な対応一覧

対応	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
1 実施体制						
市行動計画等の作成	○					
新型インフルエンザ等地域調整会議における検討	○					
市新型インフルエンザ等情報センターの設置		○				
市新型インフルエンザ等対策本部の設置			○	○	○	
新型インフルエンザ等対策に係る専門家への意見の聴取		○	○	○	○	
市新型インフルエンザ等対策本部の廃止						○
対策の評価・見直し						○
2 サーベイランス・情報収集						
感染症等に関する情報収集	○	○	○	○	○	○
サーベイランス	○	○	○	○	○	○
3 情報提供・共有						
情報提供体制の整備	○					
国・県との情報共有		○	○	○	○	○
市民への情報提供		○	○	○	○	○
市コールセンター設置準備	○					
市コールセンター設置		○	○	○	○	
市コールセンターの体制縮小						○
帰国者・接触者に関する対応			○	○		
情報提供体制の評価						○
4 予防・まん延防止						
感染防止対策の普及	○	○	○			○
感染防止対策の実施の徹底				○	○	
県の措置への周知協力（外出自粛要請・施設の使用制限・職場の感染対策の徹底の要請に係る周知）				○	○	
5 予防接種						
予防接種（特定接種、住民接種）体制の構築	○					
特定接種の実施		○	○	○		
住民接種の準備		○	○			
住民接種の実施				○	○	○

対応	未 発 生 期	海 外 発 生 期	県 内 未 発 生 期	県 内 発 生 早 期	県 内 感 染 期	小 康 期
6 医療						
帰国者・接触者相談センター設置		○	○	○		
感染症法に基づく入院勧告				○		
臨時医療施設設置の協力					○	
7 市民生活・経済の安定確保						
要援護者への支援の検討	○					
要援護者支援対策準備		○				
要援護者支援対策実施			○	○	○	
在宅で療養する患者への支援				○	○	
火葬能力の把握	○					
遺体の火葬・安置に係る準備		○	○			
遺体の火葬、安置				○	○	
遺体の火葬、安置（特例）					○	
物資及び資材の備蓄等	○					
市民・業者への適切な行動の呼びかけ				○	○	○
水の安定供給				○	○	
生活関連物資等の価格安定に関する要請				○	○	

*ゴシック体太文字で記載されている対策は、緊急事態宣言がなされた場合の項目

福井市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、福井市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本部長（法第35条第1項に規定する対策本部長をいう。以下同じ。）は、対策本部の事務を総括する。

2 副本部長（法第35条第3項に規定する副本部長をいう。以下同じ。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員（法第35条第2項に規定する本部員をいう。以下同じ。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

新型インフルエンザ等対策行動計画の経緯

平成 26 年 3 月 策定

平成 31 年 4 月 中核市移行及び機構改革に伴う修正